

議案第11号

西脇市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片山 象三

(理由)

行政手続の簡素化を図り、業務を効率的に行うため。

西脇市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

西脇市予防接種健康被害調査委員会条例（平成17年西脇市条例第 113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会議録の作成) 第8条 会長は、会議の概要及び出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成しなければならない。	(会議録の作成) 第8条 会長は、会議の概要及び出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成し、 <u>これに押印</u> しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。